

## 苫小牧市ごみ分別アプリ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市が管理するごみ分別アプリ（以下「アプリ」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、苫小牧市広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）及び苫小牧市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告基準)

第2条 広告は、掲載要綱第3条及び掲載基準第4条の規定に準ずるもののほか、次の号にも該当しないものとする。

(1)アプリ利用者に不快感を与える恐れのあるもの

(広告の規格)

第3条 広告は、バナー広告とし、その規格は次に定めるとおりとする。

(1)大きさ 縦100ピクセル×横640ピクセル

(2)形式 PNG又はJPEG

(3)容量 30キロバイト以内

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、アプリのTOPページ内の市長が指定する位置とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、4月1日から翌年3月31日までの間で1月単位とする。

2 広告掲載期間の開始日及び終了日は市長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、広告掲載期間中に市の都合によりアプリを閉鎖した期間が3日以上生じた場合は、別途市長と協議するものとする。

(広告の掲載募集)

第6条 広告の募集は、別に定める苫小牧市ごみ分別アプリ広告募集要領（以下「募集要領」という。）によるものとする。

(広告の掲載申込み)

第7条 アプリへの広告掲載を希望する者は、市長が指定する期日までに苫小牧市広告掲載申込書と広告の原稿及びリンク先URLを市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みを受け付けたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、苫小牧市広告掲載決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

2 広告の枠数は、募集要領によるものとし、掲載する広告の優先順位は次に掲げる順序と

する。

- (1)国、地方公共団体、公社またはこれに類するものに係る広告
- (2)公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3)前号に該当しない市内に事業所等を有する私企業及び自営業に係る広告
- (4)前各号に掲げるもの以外の広告

3 申込者が広告の枠数を超える場合は、前項の順序に基づき抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 前条第1項の規定によりアプリへの広告掲載が決定した者(以下「広告主」という。)は、第3条の規定に基づく広告原稿(以下「広告原稿」という。)を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第10条 アプリへの広告掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、1枠につき月額2,000円とする。ただし1月未満の掲載期間の場合は1月分の広告掲載料とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括納付しなければならない。

3 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(広告内容等の協議)

第11条 広告内容等は、第2条の規定に基づくものとし、広告主はその内容等について市長と協議を行うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告内容、デザイン、リンク先の内容等が法令に違反し、もしくはその恐れがあり、又はこの要綱に抵触していると認めたときは、広告主に対してその広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、掲載要綱第13条に準ずるもののほか、次に該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1)アプリへの広告掲載が適切でないと市長が認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取消した場合において、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合であっても、納付済の広告掲載料は返還

しないものとする。

- 3 第1項に規定する広告掲載の取り下げがあったときは、広告掲載決定はなかったものとみなす。

(損害賠償等)

第15条 市長は、広告掲載ができなかったことにより、広告主にいかなる損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告主の責任)

第16条 広告主は、広告の内容等に関し一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等の関わる財産権の全てについて権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

- 3 第三者から広告により損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告内容変更等)

第17条 広告主は、広告内容等の変更を希望するときは、変更希望日の2週間前までに書面において提出するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟については、アプリを管理する事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(広告の実施等)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、募集要領の定めによるものとする。

- 2 掲載要綱、掲載基準、この要綱及び募集要領（以下「要綱等」という。）の間で矛盾又は齟齬がある場合は、この項に記述する順にその解釈が優先するものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この要綱等に疑義があるときまたはこの要綱等に定めのない事項については、市長と広告主が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。